

大口町における土壌汚染について

ヤマザキマザックキャピタル株式会社（名古屋市東区）が、丹羽郡大口町内の同社所有地において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

ヤマザキマザックキャピタル株式会社

(2) 報告年月日

2025 年 4 月 11 日（金）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県丹羽郡大口町竹田二丁目 141 番、141 番 1 及び 141 番 4 の各一部

(4) 報告の根拠

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
カドミウム及びその化合物	0.013mg/L (4.3 倍) ^{注1}	0.003mg/L 以下	0～0.5m	2 / 145
砒素及びその化合物	0.053mg/L (5.3 倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0～0.5m	7 / 145
ふっ素及びその化合物	1.7mg/L (2.1 倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	0～1.0m	3 / 145
ほう素及びその化合物	1.4mg/L (1.4 倍) ^{注1}	1mg/L 以下	1.0～1.5m、 5.1～5.6m	2 / 145

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を 10 メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で法に規定する土壌含有量基準に適合しました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装若しくはコンクリート舗装又は不透水シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

ヤマザキマザック株式会社 人事・管財部 管財課

住所：愛知県丹羽郡大口町竹田一丁目 131 番

電話：0587-95-6362

4 調査対象地の概要

(1) 面積

13,992.45 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1961 年頃から 2014 年頃までは鑄造工場として利用されており、カドミウム及びその化合物並びにほう素及びその化合物の取扱履歴が確認されています。

2014 年頃から 2023 年頃までは、一部は鍛造金型の設計製造を行う工場として、その他の部分は機械等の仮保管倉庫として利用されていましたが、今回汚染が判明した物質の取扱履歴は確認されていません。

2023 年以降は、生産用機械器具の製造工場として利用されており、ふっ素及びその化合物の取扱履歴が確認されています。

また、砒素及びその化合物は、調査対象地内において取扱履歴はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・ カドミウム及びその化合物

眼や気道を刺激し、ヒューム（粉じん）を吸入すると、肺気腫を起こすことがあります。精錬工場などにおいて2年～数年間酸化カドミウムのヒュームを吸入した労働者が、肺気腫、腎障害、蛋白尿を3大症状とする慢性中毒症を発症した例があります。また、長期、微量での経口曝露による特殊な結果として、イタイイタイ病があります。

・ 砒素及びその化合物

急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重1 kg あたり砒素として1.5～500mg と考えられています。

慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されています。

・ ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/L の濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4 mg 以下としています。

・ ほう素及びその化合物

急性毒性としては、悪心、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を起こします。ホウ酸の中毒量は成人で1～3 g、経口致死量は成人で15～20 g、幼児で5～6 g、乳児で2～3 g と言われています。また、慢性毒性としては、ホウ酸水でうがいをしたときなどに起きる食欲不振・無力症等のほか、ホウ酸を添加した食品の摂取による消化管障害の報告があります。

（参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）